

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名:	特定非営利活動法人『サークル・福寿草』 (認証番号21地福第1490-2号)
訪問調査 実施日:	平成22年11月9日(火)

②事業者情報

名称:(法人名)安城市 (施設名) みその保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 矢込 美根子	定員(利用人数): 60名
所在地:〒446-0076 愛知県安城市美園町1丁目29番地	TEL (0566)75-2131

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>安城市立保育園の内の一園であり、保育指針や安城市の統一的基準に従って運営されている。地域的に外国籍家庭の多い地域であり、園児・その家族・地域住民等他の地域とは違った文化風土がある保育園だと思われるが、園長・保育士さん達が、チームプレイで一丸となり難易度の高い課題にもごく自然体での取組みが為されている。</p>
<p>◇改善を求められる点</p> <p>保育の実践面では市内の市立保育園と同様、ハイレベルにあるものと判断できるが、記録関係のより一層の充実が望まれる。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受審することで、保育サービスの見直しや園の課題を職員間で確認し共有することができました。今後も定期的に見直し、職員全体の意識向上を図っていきたいと思います。改善を求められる点については、『職員間で検討した内容の記録を充実させること』を次年度の課題として取り組み、保育資質の向上に向けて一層努力していきたいと思います。</p>

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★園の理念は経営案にしっかりと反映されていた。自己評価記載のとおり、園内各所に掲示されるだけでなく、パンフレット等でも確認でき、職員や利用者家族が分かる仕組みになっている。地域特性として、外国人(南米系)家族が多いので、諸情報等の徹底には苦慮しておられる。
 ★異年齢交流や食育についても基本方針として網羅され、園独自の方針として確認できた。
 ★問題発生の都度、保育の現場の個々の場面で職員が主体的に理念や基本方針に基づきその解決策や対応が執られている。
 ★『保育のしおり』等印刷物で周知する以外に、保護者会や登園時等でも口頭で直接説明や内容について伝える努力が為されている。地域特性を加味して、一部の通知等は外国人でも分かる言語に翻訳する工夫も行っている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★基本的な計画は行政(安城市)の基本施策がベースであるが、保育園の独自の行事計画等は職員会議等で組織的に策定されている。
 ★前項(保5)と同様である。
 ★保護者からのアンケートや投書箱意見も斟酌しながら、職員会議等で総合的に検討されている。
 ★計画自体が職員会議で検討されているので、策定段階から参加者には既に共有され理解されている。会議に参加できない非常勤職員には、回覧等で周知する方法が執られている。
 ★保護者向けには、『園のしおり』や『園だより』で、更に『父母の会』等で分かりやすく説明されている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★行政系の保育園として、職務分担表はしっかりと明記されており、各職位の権限は明確である。また、現任園長の職位意識はきわめて高いものと判断した。職員に求める運営姿勢も各職員の個性と能力を重視しながら、『報告・連絡・相談』にはこだわりを持っている。その補完ツールとしてノートの活用がある。

★市役所所管部門のバックアップもあり、関連法令遵守の体制は満足するレベルにあると思われる。職員には特に『個人情報保護』については、鍵つきロッカーを使用するよう、より厳しい指示をしている。

★園長自ら、登園時正門に立ち、直接子ども達の様子を把握している。また、日々の職員とのコミュニケーションを大切にしながら、保育の質の向上に向けて、チェックシートを活用している。

★延長保育や異年齢交流等、新しく求められるニーズに職員が対応できる様、時間調整を行い、職員が働きやすい環境整備をしている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉔

評価機関のコメント

★市役所担当部門のバックアップもあり、社会環境や動向についてもよく把握している。更に、幼稚園・小学校・中学校等との定期的連絡会もあるので、地域の課題・情報も入手できている。

★窓ガラスの飛散防止対策は、今年度予算で実施中である。設備面ではトイレ改修や園庭の再塗装等については、既に本庁へ予算申請を提出済みである。職員には、必要なもの以外の購入はしないよう常に伝えており、消耗品費は予算内収束に努めている。

★残念ながら、自己評価の児童福祉行政指導監査以外に外部監査システムが存在していない。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>★安城市の基準で運営されている。</p> <p>★安城市の統一されたシステムで公正に実施されている。</p> <p>★職員の有休休暇の消化率や時間外勤務のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。職員間で休暇が取れるように自主的管理を優先している。</p> <p>★福利厚生面は充実しており、全職員の健康診断(精密検査を含む)は、1回までは、職免で対応している。</p> <p>★職員の教育・研修体制は経営案にもしっかりと反映しており、計画的で組織的な仕組みになっている。</p> <p>★職員の経験年数等を加味した研修受講体制が出来ている。</p> <p>★受講者の報告書等で、評価している。早朝保育・延長保育等で、職員の勤務形態にバラつきがあり、園内での統一的合同研修会等の開催が難しい状況のようであるが、伝達講習を行う等の工夫が為されている。</p> <p>★実習生の受け入れ担当は主任保育士に課しており、初日のオリエンテーション実施の後、各クラス現場を満遍なく体験させて、実習生の課題と能力に併せてより実践的な実習になるよう配慮している。</p>

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★事故・感染症マニュアル類は完備し、保育園独自でも毎朝チェック表を使用して体調管理をしている。発生情報は早期の段階から掲示板で周知している。
 ★ヒヤリハット記録の活用で、リスクの改善策(予防策も含む)を職員会議で検討されている。
 ★マニュアルに基づき、保護者・職員へは掲示して周知を図っている。周知には、スピードが求められるので、父兄へのメール等の周知方法も今後期待したい。
 ★マニュアルが完備され、調理職員の衛生管理意識も高く、給食室管理も完全である。
 ★マニュアルが整備され、職員への研修による周知度も高い。
 ★市統一の安全点検簿に基づき毎週1回の定期点検が為されている。その他、怪我、事故、発熱等の衛生管理面のチェックも独自に加味され、園長のリーダーシップのもとで『安全第一』に徹している。
 ★看護師が1名配置されており、緊急時には救急車を手配する訓練も実施され、職員間でも対策が共有されている。
 ★不審者侵入対策として、マニュアル・防具の完備のみならず、職員にはホイッスルやブザー付警報器を持たせたり、出入り口のセンサー設備や工夫が見受けられた。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★地域の運動会参加など、地域との交流への努力は為されている。その他『読み聞かせ』『わらべ歌』等のボランティアの関わりもあり地域の中の保育園であるという意識が高い。
 ★地域住民への『育児相談』をPRを兼ねて定期的に行い、『園開放』も定期的に行い、未就園児親子と保育園児が自然に触れ合える機会を設けている。
 ★マニュアルに基づく(学生)ボランティアの受け入れはあるが、今後、更に個人レベルでの受け入れには創意と工夫を期待したい。
 ★社会資源と保育園との関係や連携について、事務室にも掲示されており、園として共通情報として共有されている。
 ★小学校区の青少年健全育成連絡協議会や地区社会福祉協議会等に参加し、必要な情報について話し合える場を整備されている。
 ★外国人の多い地域として、特殊な課題もあるが子育てについては、現行の制度の中ではその専門性が良く活かされている。
 ★『園庭開放』や『みそのキッズ』等で、未就園児対策を積極的に運営する活動体制が確立している。次年度からの空室対策の一環として計画されている『一時保育』には期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	a ・ Ⓑ ・ c

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a ・ ② ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★一人ひとりの子どもを受容し、又、様子をみながら毎水曜の職員会議でケース検討を行い、勉強会・研修を行っている。
★プライバシー保護に関しては、話し合ったりマニュアルを基に研修している。
★昨年度はアンケート調査を3回行い、保護者の意見要望が22件出た。その把握した内容結果を会議で分析検討し、事業に反映させ返事を出している。又個別懇談会は年2回開催している。
★登降園時には、必ず職員が対応して、保護者が話しかけやすい環境にしている。
★毎月1回ひまわりカードを保護者へ配布して、意見や要望を記入もらい、2か所に設置した意見箱(ひまわりBOX)へ投函可能としている。苦情の検討内容や対応について、フィードバックは行われている。
★意見や要望には、職員会議で対応を決め、保育に反映させている。意見、改善案を便り(月1回)で報告している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★園全体で自己評価を実施して、気づきの機会を得て園の保育に反映させている。
★昨年度の事業計画評価反省の中で、みそのキッズについて回数・日程・参加者が少ない等から、実施日を増やし町内会を通じ日程表を配布したり、ポスター掲示場所を増やす等、計画の見直しを行っている。他にひまわりBOX意見箱の設置により、いつでも気軽に意見要望が出せるようになってきている。
★サービス実施時、子どもの個性尊重や保護者のプライバシー保護の姿勢等の、必要に応じたマニュアルがあり、常に確認し実施されている。
★定期的に保育内容の現状を検証し、評価反省すると共に見直しをしている。
★利用者個々の指導計画、保育の実施(発達状況・保育目標・生活状況)を各々の担任が詳細に記録している。
★利用者に関する記録についての管理責任者は記録した職員だが、書類の園外持ち出しは禁止し、個人情報保護と情報開示については、市の規定に沿って職員は研修により周知している。
★子どもの状況等に関する情報は、一人ひとりの個人ファイルになっていて、保育実施時共有できるように職員会議で周知している。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★22年度はみそのキッズを7回行い、利用希望者の見学・体験等の希望に対応する工夫をしている。又その開催については、ホームページで公開したり、町内会からの回覧板で、『みその園だより』の紹介をもらうように依頼したりしている。
 ★入園時には園のしおりを保護者へ手渡し、説明会を開いて保育所としての理念・方針・保育内容について、わかりやすく説明できるよう工夫している。
 ★他の保育園への変更時には、園児に関する必要な書類はすべてコピーして、次の園へ送り、保育の継続性に配慮している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★児童票他、統一した様式の記録に内容が把握されていて、定期的アセスメントの見直しがされている。
 ★保育所保育指針に基づき、また、保護者の意向を考慮して担任保育士が保育課程や指導計画を策定している。策定された計画は、園長、主任が確認している。
 ★担任保育士が作成したサービス実施計画を、各々の定例会議で評価反省し、その結果が保育課程や指導計画に生かされている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けまいよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>★健康管理マニュアルがあり、特に早朝・延長保育時は引き継ぎをしっかりと行い、体調不良・すぐれない子どもについては、一日の生活のさせ方について柔軟に対応している。</p> <p>★歯科検診結果は、保育の記録へ残し保護者へ伝えている。又、保健センターの指導基準に基づき、年長クラスではデンタル教室を開催、歯科医による歯の指導を受けている。</p> <p>★空き部屋を利用して、異年齢で食事する機会を作っている。食欲のない子や食べ方が遅いについては、主任保育士が個別に指導にあたり、担任保育士と連絡調整している。</p> <p>★センターからの食材を利用したの食事を、担任保育士・調理担当者が、嗜好残菜量を記録し、反映出来るようにしている。調理担当者が各教室をまわって食事の様子を確認していた。</p> <p>★給食のサンプルを展示して、保育園での園児の食事内容を保護者へ伝えたり、毎月の献立表を配布したり、発育期の子どもの食事の重要性を保護者へ伝えている。</p> <p>★①アレルギー疾患マニュアルを確認する。②入園時、保護者全員へ子どものアレルギー調査書を渡して、アレルギー疾患の子どもの把握をしている。専門医からの書類及び申出書に記入してもらうようにして対応している。</p> <p>★感染症予防や、早期に全園児へ伝えたい保育園からの事柄は、送迎で出入する入口の案内掲示板にはってある。又、送迎時は必ず園長・主任・担任保育士等が対応、その都度子どもの状況を把握している。</p> <p>★特別相談したことや個別相談での留意事項等で、児童票や保育の記録に保護者との情報交換内容の中から必要と思われる事項について書き込まれている。</p>
<p>★安全点検簿を備え1/w遊具の点検を行っている。又砂場は使用時以外ネットをかぶせ、犬や猫が入れないようにしている。</p> <p>★園庭は広く屋外で充分に活動できる。又園児数に比べ空き保育室がある為、保育室と食事室が別の部屋に確保されるなど、有効に活用されている。</p>

★家庭環境や成長の違いに留意、共有されている事を保育の記録により確認できた。

★保育課程を基に、一人ひとりのリズムに合わせ、自発性を尊重し状況に応じた対応がされている。休憩時間にねむれない子には、寄り添い身体を休ませるようにしている。

★食事室とは別に、教材のある保育室があり園庭も広く遊具も多種類ある。子どもたちは自由に遊んだり、のびのびと走りまわっている。

★園庭の隅で落花生を育て、家へ持ち帰ったり、すいかをおやつとして園児全員がおいしく楽しんで食べたりしている。又絵本の読み聞かせや、ひなまつり・七夕・クリスマス会・節分等の行事も積極的に取り入れている。

★ペットボトルで作った遊具を、自由に扱い楽しんだり、クレヨン・粘土・色紙等の教材が保育室に準備され、子どもたちは自由に使えるようになっている。

★異年齢での食事時間や、広い園庭で、自由に遊びまわれるように配慮されている。けんかの場合保育士は、子どもたちどうしで解決するように促し見守り援助している。又、おもちゃの取り合いは、互いの思いに気付かせるよう保育士が仲に入り、相手の気持ちがわかるように援助している。

★外国籍の子どもへの配慮及びその保護者と、他の保護者との関係づくりや、障害児に対する理解について研修を行い、理解が深まるように努力している。

★子どもの気持ちを尊重して、男の子・女の子の区別をしない保育ができるように努力している。

★(SIDS)発症時の対応役割を決めたり、AED扱いの訓練を保育士が受けて、熟知するようになっている。又、その日の連絡ノートで子どもの生活リズムや体調を把握し、保護者と同じ気持ちで、状況に合わせた保育をしている。

★保育士はノートに記入された申し送りの記録内容に基づき保育に心がけ、異年齢どうしで過ごすその時間帯では、家庭内での雰囲気同様に遊ぶことができるよう配慮している。長時間保育を受ける子供に軽食が用意されている。

★園の中で代表保育士が、市が主催する障害児担当研修会に参加して、他の保育士へその内容を研修で伝えるようになっている。又、関係機関とも連携しながら、個別計画を立て、状況や課題に応じるようになっている。

★感染症予防や、早期に全園児へ伝えたい保育園からの事柄は、送迎で出入する入口の案内掲示板に刃ってある。又、送迎時は必ず園長・主任・担任保育士等が対応、その都度子どもの状況を把握している。

★特別相談したことや個別相談での留意事項等で、児童票や保育の記録に保護者との情報交換内容の中から必要と思われる事項について書き込まれている。

★登園時、保育士は保護者とその子どもの様子、その直後の子どもを視診、観察に努めている。毎月の身体測定時にチェックして、早期発見に努め、園長から関係機関への通達が速やかに出来るようになっている。

★虐待対応マニュアルがあり、虐待発見時には子ども課へ通報するようになっていて、周知徹底している。